

議 事 録

令和3年9月21日

件 名	第5回新ごみ処理施設基本構想検討委員会について		
開 催 日	令和3年9月14日(火) 14時55分から16時25分 まで	場 所	松本クリーンセンター 管理棟3階 大会議室
欠 席 者	なし		

議 事

- 1 第4回検討委員会の報告
事務局(山本課長)より説明
- 2 新ごみ処理施設の基本方針(案)及び焼却方式の検討の説明
配付資料を基に事務局(山本課長)より説明
委員会で寄せられた意見から大きな4つの課題について、松塩地区広域施設組合(以下「組合」といいます。)としての考え方及び方針の説明
 - (1) 安全性について
安全性については、①安定した稼働②災害時の強靱性の大きく2点であります。2点とも現在の技術水準は、各メーカーとも充分基準を満たすものであり、現施設を上回るものとなることは確実です。その上で、組合としては、近年の自然災害の猛威やここ平瀬地区の立地を考慮すると、更なる検討が必要であると認識しております。これらの具体的な機能や対策は、この基本構想策定後の基本計画に盛り込むために、今から検討を始めていきます。また、委員の皆様には、何らかの形で相談させて頂く機会を設けたいと考えております。
 - (2) CO₂について
温室効果ガスの削減は、全世界で取り組む共通の目標であり課題です。特にその3分の2を占める化石燃料由来のCO₂は、ごみ処理施設からも大量に排出されますから、CO₂を削減するために、ゼロカーボンは難しくとも、それに少しでも近づくよう努力することが必要だと考えております。その手段としまして、現在はごみを燃やすことにより発電することでCO₂削減効果がありますが、国の方ではCO₂を排ガスから回収する技術を活用した事業も取り組みが始まっております。現在では、実用段階でないものも多く、このあとの基本計画においては、充分検討した上で、対策・事業を示していきたいと思えます。また、CO₂削減のためにごみ処理施設として出来得る最大限の役目を果たすものにしたいと考えております。
 - (3) 最終処分場
最終処分場についてですが、この検討委員会においても皆さんからかなりのご意見を頂きました。また、管理者も山田町会との懇談会において「新ごみ処理施設と最終処分場は一体のものとして考えていく」と申しております。構成市村の最終処分場の他、組合としましても、塩尻朝日の処分場を有しておりますし、ごみの減量及び分別の徹底等により、最終処分場の延命化に寄与することは重要な課題の一つとして認識しております。よって、基本方針にも記載し

ましたとおり、でき得る限りの努力をしてまいりたいと思っております。

(4) コストについて

今回の委員会に提示したコスト比較は、基本構想段階のため条件等を仮設定し試算したため、参考値とはなっておりますが、比較にあたっての判断要素となりえるものは提示したと考えております。

組合の1年間の決算額は30億円弱でございます。つまりその10倍以上のコストが建設するためにかかり、20年以上維持管理するために同様なコストがかかります。このような大事業を行う上では、どちらのコストも大変重要な要素となります。それは、組合を構成する2市2村の自治体、強いては構成市村32万人の住民に降りかかる問題となります。そこを今一度ご理解の上、ご意見を頂戴できればと考えております。

以上、この4つが組合として課題に対する考え方及び方針です。

3 議事での意見等

(松尾副委員長)

着眼点というのを言わせて頂きます。まず、方向性を早く定めなければならないということは皆さんお分かりだと思っておりますけれども、早くやらないとですね、建設開始の遅れ、これに経費がかなりかさむということを経験して頂きたいなというふうに思っております。現状、建設準備に関わる環境評価、前、お話があったと思っておりますけれども、環境影響評価、環境アセスですけれども、これが終わらないと、建設が開始できないということになります。その前に計画を立てなければならない。計画が遅れますとさらに遅れてくるということになるわけですね。遅れますと、現状今のままでいきますと令和11年竣工ということになりますけれども、それ以降になってしまうと、そういうことになればこの施設自体がですね、10年延命処置をとってあります、ですから1, 2年また延命処理をしなければならないということで経費がかさんでくるということになります。

これは億単位になります。そういうことで、ぜひともどうか早めの形、まあ今日、できれば方向性を定める必要があるなということで皆さんご協力をお願いしたいなというふうに思います。

先ほど焼却方式の方向性についての必要条件ということで、山本課長から十分な説明を頂いたんですけれども、特にですね私の方からは費用対効果、このへんをですね、是非皆さんにご認識を願いたいなというふうに思います。なんでこういふことを申しますかと言いますと、いわゆる電力ですね、今電力を売電しているわけです。この売電に対してのいわゆる収入というものがあるわけです。それがやっぱり全体的にコストを下げていると、全体的な経済性を上げていると言えらると思っております。このへんを皆さんご認識頂きたい、考えて頂きたいなというふうに思っています。

それから、ゼロカーボンの問題ですけれども、これにつきましては、今、小田原ですか、今研究されていると思っておりますけれども、これがどういう状況で行くのか、これはCO₂をメタンに変えてくという状況です。

それともう一つは排出CO₂をタンクに収納しまして、そこから野菜工場に供給すると、いわゆるCO₂の光合成ですね。その関係で野菜を作るとか、そういうこともこれから検討していかなくてははいけない。ですから早めの検討を是非お願いしたいなというふうに思いますね。焼却方式の決定とは言いませんけれども、提言する方向性ですね、これを明確にさせていただければなというふうに思い

ますので、よろしくお願ひいたします。

まだいろんな部分での質問があるかと思ひますけれども、どうかよろしくお願ひいたします。以上です。

(荒井委員長)

どうもありがとうございました。

早めに方向性を決めていくということによって、コストですとか、よりよい技術が採用されることができないのではないかということでございます。他の質問をお受けしたいと思ひますので、中野委員さんよろしくお願ひします。

(中野委員)

私のお願ひはですね、まず第1に国の考え方を住民に分かりやすいように一番に設定してもらいたいですよ。国がどういう方針でいるのかが分からなければ我々も組合や学者の皆さんの説明聞いても「ああそうですか」っていうふうに、どういうふうに具体的に国のほうから方針が出ているのか、そういうことが全然分からない。例えば、地球温暖化がどうだ、CO₂がどうだと言われてもですね、具体的な方策がなければ我々素人には何も分からないんですよ。

それから一番問題なのはですね、その安全安心な環境に配慮したシステム、これは、プロの皆さん、学者の皆さんから「こういうものいいんだよ」という説明があれば、考えようもあるんですけども、ただ組合の課長から一通り説明を受けただけでは、何がなんだかはっきり申し上げて分からないです。

それから、新しい炉を作った場合には結局、維持費や利用効率に問題があると思うんですよ。そういうものについて、今色々出されているものは、先生方は何も同じだってことを前にも言われたんですが、我々としては全部同じにならないし、灰溶融にしたってそれを後の始末までどうするか、国の方針でもきっちり決めて出してくれれば、我々も考えていく、そういうものが出てきてない。やっぱり今問題がさっきも出されましたけど、コストの面で国から一旦補助金が出るのか、あるいは最終処分場の問題についてどういう方針が国にあるのか。例えば灰が出てきたらそれを建設業界でも色々利用方法を検討していくのもあり得ると思うんですよ。そういうことが全然行われてない。

我々としては色々難しいことを考えるよりも、今までやってきた経過からみれば、ストーカ方式でやって、あと、灰の最終処分場をどうするかっていうのを重点においていけば何とかやっていけるじゃないかと思うんですけども。というのは山田の問題についても、結局あれは昔の埋めたところを掘り返していくようにするとか、そんなに長く続かないと思うんですよ。ですから結局、長野県の場合は山や谷の間の利用となると、市内でも結局、色々な場所があると思うので、そういうところを含めて最終処分場を検討する。それでやって、とにかく費用が一番かかるのが灰の問題なんですよ。だからそういう点で、安全性は何がいい炉なのか、温暖化対策や原子炉や溶融の問題は国はどういうふうに行っているのか、それを聞かなきゃ我々には結論を出すことがちょっとできない。それと、コストの面でも補助金がどの程度あって、住民にどれだけ負担してもらおうか、そういうことを例に説明してもらいたい。以上です。

(荒井委員長)

はい、ありがとうございました。

コストの点、最終処分場の点、それから焼却灰の再利用の指針が国にあるのか、まあ色々な点について国の考え方を説明してくれと。それから、ストーカがいいのではないか。ストーカを選んだ場合については灰の処分についてきちんとしていく必要がある、というようなご意見頂きました。事務局の方からよろしくお願ひいたします。

(事務局)

今ご質問があった中で、灰溶融施設の状況について私のほうから説明をいたします。ストーカに灰溶融施設を付けたものについてですね、国のほうから補助金の対象となったのが平成9年頃からでございます、その頃はまあ補助金が出たということでございますが、平成15年くらいからちょっと要件が変わってですね、焼却灰をセメント等に有効利用・再利用したりですね、最終処分場の残余容量が15年以上あるような場合などは、溶融施設にチェンジすることが合理的ではないと判断される場合は、溶融設備をつけなくても良いことになったんですよ。それまではですね、ストーカを建てる場合には必ず付けろ、灰溶融設備を付けろということで、付けないと補助が出ないよ、ということだったのですが、平成15年からは要件が変わってそのようになりました。また平成22年ごろからですね、ダイオキシン対策等で排出がかなり削減されてですね、そういう灰を溶融することでダイオキシンを減らす必然性が低下したことや、温室効果ガスを削減するためには灰溶融施設を廃止することが温室効果ガスを削減することに寄与するということから、灰溶融施設を廃止してもよいことになったということで、今まで補助金出していた部分についても、普通ですと耐用年数を過ぎるまで使いなさいということだったんですが、廃止してもよいことになったということで、灰溶融設備が採用されていた頃とは状況が変わってきているということで、今の国の動向からすると、熱を回収して発電することやCO₂を利活用する方向へシフトしているという状況でございます。それについては各地域に合った方式を選定していくことが必要となっております。以上説明でございます。

(荒井委員長)

はい、ありがとうございます。

先ほどの質問の中にもあったのですが、国の動きについてもう少し説明してもらえないかということだったんですが、何か委員さんの中に説明していただける方がいたら。

藤原委員さん、お願いできますか。

(藤原委員)

今ご質問頂いた中の直接の回答になるかどうか分からないんですが、基本的にですね、元々最終処分場がひっ迫している中で、最終処分場の残容量がずっと問題になってきています。毎年環境省さんの方から日本の廃棄物処理という形で、実績が示されているわけですがけれども、そういったなかで一連の灰溶融とかをやったものとか色々、分別とかにより最終処分量が減って行ってですね、残余年数がだんだん上がってきているという状況でございます。

そういった中で、まず灰溶融については、「燃料式」というのと「電気式」という方式が大きく分けて2つあるんですがけれども、燃料式については化石燃料を使いますから、けっこうCO₂が出てくるということもありますし、もう一方の

電気式につきましては、発電した電気をそのまま使いますから、結局その分灰溶融がなければ先ほど副委員長がおっしゃったように売電とかできたりします。いわゆる温暖化対策とか、再生可能エネルギーとしても使えるというメリットが出てくることになってきます。そういったなかで先ほど事務局さんがおっしゃったように、灰溶融については今動かしているところも止めていいですよという形で、本来であれば先ほどもお話あったように最終処分場の残余年数があればですね、灰溶融設備を途中で処分するときは、本来、整備に税金とかも使っていますから返納しなければならないわけですがけれども、そういったところも猶予しますよみたいな形で、今全国的に見ますと、既設の例えばストーカ炉であったり、流動床炉もそうですけれども、灰溶融の施設については、休止とか廃止をしているところが結構増えている。まだ、続けているところも若干ありますけれども、また一方でやはりその最終処分場がなかなか将来的に確保できないというところですね、例えば、ご説明あったように長野広域連合の例みたいな形で焼却+灰溶融みたいな形でやっているところもございます。ですから、私は国の人間ではないですがけれども、国の方針としては、その地域地域で、事情に則した形で灰溶融とかそういったものを考えておいてくださいということになっていきますので、必ずしも全国レベルでひとまとめにしてこうなさいっていう方針はないと思います。

あとは、溶融については、必要に応じて付けざるを得ない地域もありますし、ですから前回前々回もお話あったように、灰の処分をどういうふうにしていくかっていうのをまず考えてです。それで処理方式とかとかそういうのを考えていけばいいのかなあとと思います。

それから、あと国の方針として、一昨年からですね、循環交付金なんですけれども、四つの要件っていうのが付加されてます。一つがですね、いわゆる官民連携事業の検討。PFIとかですね、今日コストの話出ましたけれども、そういったものを含めて、官民連携事業といった形で、民間も加えた形でやっていく、そういった検討をなさいと。それから、広域化の検討、それから有料化の検討ですね、それからお金のことで会計基準、新会計基準をやっていきましょうと、そういう4つの要件っていうのが付加されています。まだ検討というレベルのところですけど、国の方針としては4つの要件というのが付加されていますので、その辺を踏まえて、この先検討されればいいのかないかなと思います。私は国の人間じゃないんですけれども、一応そういったことで説明させて頂きました。

(荒井委員長)

はい、どうもありがとうございます。

私の分かっている範囲でお話させて頂くとですね、国としてはですね、例えばストーカ式にしろとか流動床式にしろとかシャフト式ガス化溶融にしろとか、流動床式ガス化溶融にしろとか、そういったので特に方式を絞ってですね、これを採用なさいと云っていることはない。実は平成18年、だいぶ古いんですけれども18年に廃棄物処理施設建設工事の契約と入札の手引きというのを国が出しているんですが、その中でもですね、方式を絞らないで、経済性、入札の中で、その地域に適した方式を入れていきなさいというふうに書いています。その後その方針が変わったということはありません。ただ、現実的に見てみると、各市町村というのは方式を絞らないでやっているところもあります。一方、絞ってやっているところもあります。委員さんご指摘のように、ストーカが全国的には

多いということではないでしょうか。その辺も先ほど言いましたように地域の特性に合った形で決めていくというのが基本になっていくのではないかなど。お金のことについて言いますと、熱の利用だとか、炭酸ガスの排出を減らすような施設、発電を積極的にやるような施設、熱利用を積極的にやるような施設については、国から交付金が出る。交付金の額は内容によって三分の一の場合もあるし、四分の一もある。二分の一の場合もあるということで、各市町村はなるべく国から交付金もらいたいということで、二分の一を目指すようにやっている。さらに言うと、交付金の対象にならなかった部分についても、起債が認められて、やっているというふうに考えています。維持管理費については、これは国の補助の対象になりませんので、それぞれの市町村が相談して。いいですかそちらのほうは。

それではとりあえず。

(事務局)

補足。すみません、ありがとうございます。

今お話して頂いた内容プラスですね、最終処分場の関係についても、前回かなり議論を頂戴しています。今まで検討した中でご紹介させて頂いていると思いますが、このクリーンセンターですね、この構成メンバーは松本市、塩尻市、山形村、朝日村という構成であります。ここの最終処分場は、3つあるというお話をさせて頂きます。エコトピア山田、松本市については、現在、山田町会のみなさんのご協力によって国内でも類のない再整備が始まろうとしていると、始まっているということ。それから、塩尻・朝日の最終処分場につきましては、令和15年を目標というかですね、で、いっぱいになるだろう。山形村さんのサンクスBも15年くらいでいっぱいになると。まあ有限であると言えるですね、埋立ということがある中で、この施設をどうしていくかということは、非常に大きな問題だと思いますし、山田の大沢町会長さんからもそこは非常に大きな内容なんだよということで、前回も頂戴しております。

今回ですね、私共で大きく4つ上げさせて頂いてですね、「CO₂」「コスト」「最終処分場」「安全」というところはですね、大事にしていきたい。それは、みなさまからご意見を頂いた中で、とても大事なこととして進めていきたいということでもあります。

その中で最終処分場はですね、この方式がですね、このまとめをみなさんからして頂いて、市長、管理者の方へ提言した中でですね、この32万の人口の皆様に理解いただける、そういう施設として進めていきたいという内容でございますので、次の最終処分場、非常に大きな問題であります。今はうまくいって令和9年には松本市が稼働できる、それと15年に他の構成市村の処分場がいっぱいになると、まあ合わせると4、5年の差でですね、大きく影響していくということになります。

当然、松本市の議会のほうからですね、山田最終処分場ができあがったとしても、次のことを考えながら進めていきなさいという議会からの提言を頂いております。当然、松本市も我々もですね、組合としてもですね、そういったところは深く重きをもってこれから進めていかなければいけないと思いますので、次の段階においてもですね、決定していく過程においてもですね、十分そういったものを検討しながらですね、進めていきたいと、それから相談をしながらですね今後進めていきたいという考えであります。そういったところも含めてですね、ま

たご意見をいただければと思います。

(荒井委員長)

はい、ありがとうございます。

それではあの、多くの方からご意見を頂きたいので、何か他にご意見のある方挙手をお願いいたします。

(高山拓委員)

はい。

(荒井委員長)

はい。

(高山拓委員)

先ほど事務局の山本課長からお話のあった課題について、ちょっとどこに書かれているのか分からないので、なかなか頭に入ってこないんですけど、急がなければならないという話は先ほど副委員長からあったんですけど、これまで何をまとめるのかっていうことを、明確にしておきたい、してもらいたいと。例えば市長への提言ですか、管理者への提言を30日に予定されていますが、じゃあそこに盛り込む事項は何なのかということの、共有するものが委員会としてちょっと不明確かなと私は感じてます。で、どういった結論を出すのかというのはちょっと分からないので、その辺のところは明確にして頂きたいっていうのは今思っている感想です。以上です。

(荒井委員長)

はい、ありがとうございます。

今、意見ございましたけど、この場で何を言っているのか、管理者に提言をするということですがその中に盛り込むべきことが何か不明であると。ですので、この委員会で決めるべきことを整理すべきではないかという意見でした。よろしいですか。それでは事務局の考え方をお願いいたします。

(事務局)

私の方から先ほど申しましたが、この委員会で皆様のご意見、今日も含めてですが、この意見を頂いて、方式をどちらかに決めるということはないということでお話してまいりました。決めるにあたってはですね、今後それぞれの構成市村の理事者を含めた中で、決めていくということで最終的には議会のほうに報告を、議題として出すということにはなると思いますが、ここでみなさんのどちらがいい、どの方式がいいという意見をですね、優勢を占めれば、こういう意見が優勢でしたと、そういうことになるかとは思いますが、色々な意見がございますので、優劣がつかない場合についてはですね、色々なその他のコストもそうでしょうが、色々なことを考えてですね、理事者の中で決めていくことを考えております。

(松尾副委員長)

ある程度の方向性を示さなきゃ、なんの検討委員なのか分からなくないです

か、山本課長。ある程度やっぱり検討して、これとこれとこの要件に基づいた形で、ここはある程度こうだよというものがないと、厳しいじゃないですか。

(事務局)

はい、当然ですね、提言をする時には、今、お示しをした皆さんの目の前にある、そういったものをつけてですね、構想の方針としてはこうですよ、ご意見としては具体的に、今、方針は何がいいんでしょうかということについて議論をすべきだということから始まっておりますので、例えばシャフト式がいいと思うというのが一つ、ストーカ方式がいいと思うのも一つですし、ストーカ+ガス化溶解というのも一つだと思います。こういったものをここで決を採って決めるという意味ではなくて、皆様から、「こういう方式がいいんじゃないか」、例えば、溶解炉も捨てがたいんだけど、それと長野方式みたいなものですね、した方がいいんじゃないか、これも一つのまとめということになりますので、そこらへんのところも色を出して頂くということによろしいんじゃないかなと思います。

(宮田委員)

先ほど局長のほうからですね、最終処分場、いずれも構成市村の朝日・山形の方でもひっ迫していると松本も同じだということなんですが、先ほど山本課長から「安全」あるいは「CO₂」「最終処分場」「コスト」、その4つの項目が示されましたけれども、いずれにしても安全はどの機械を入れても炉を入れても、それほど差は、現在の技術においてははないんじゃないかと思います。したがって、その物理的に一番困るのはですね、最終処分場の状況だと思うんですね。ですから構成市村が、同じ村の中に、あるいは市の中に次の最終処分場を確保できるのかどうか、もう絶対によその市町村に最終処分するものを持っていかないと、いう大きな目標を立ててですね、やっていったほうが私はいいかないかなというふうに思います。その後コスト、我々の税金や補助金でやるわけですがけれども、次はそれを考えるということによってやらなければ、だいたいどういう炉にするか決まってくるのではないかなというふうに思います。

(松尾副委員長)

今、宮田委員がおっしゃったようなことになるかというふうに思います。

一番、要するに最終処分場を確保、これができたならば後はいわゆる経済、経済性の問題「コスト」それから投資対効果の問題になるかなと。それとあとは安全性ですがけれども、これにつきましては排ガス等については、まあこれは安全ですよとということによって今の現状では何の問題もないですよと、そういうようなお話なんですけれども、だから一番怖いのは自然災害、この辺を考慮するかということ踏まえた形で提言していくということですね。よろしいですね、だからその辺をひとつよろしくお願いしたいなというふうに思います。

ですから要するに、提言する内容はこれとこれとこれとこれとこれであるんだからこうですよと、でこういう意見が出ますよというように形で今後、持っていくということによろしいですか。

(事務局)

はい、今、宮田委員から頂いたですね、そういう大事な最終処分場の問題も入れつつですね、処分場、それから焼却の方式についてはこういう意見であります

というようなまとめでできるかなというふうに思います。いかがでしょうか。

(荒井委員長)

今、方式を決めないでそれについての課題、それについての皆様の意見を盛り込んだ形で提言という形で提出をするという判断だと思います。そのことについていかがですか。ご意見ございましたらよろしくお願いします。

(片谷委員)

今、委員長がおっしゃったように自然災害の対応というのはやはりある、せざるを得ないということだと思います。梅崎委員が専門ですけれども、やはり川に近い、最近の水害の状況、九州とか、あの見てますとやはり今までに起こってないようなレベルの水害が実際に起こっていますので、その対応というのはある程度考えざるを得ないと。そうすると例えばその、敷地の土を盛り上げるみたいなことになりますけれども。津波災害があった三陸の例を見ても非常に大きな工事になって、コストもかなりかかっているという状況がありますので、それは今回の計画に何らかの形で入れざるを得ない、あとで梅崎委員が何か仰ってくれると思うんですけど。建物の耐震性とか地盤を十分に強度のあるものにするということに関しては、もうほとんど技術的に確立されたものがありますので、私が一番重視する必要があるのは水害対策だろうと思っております。そこにやはりコストがある程度かかることを前提として、この計画の方向性というのを考えていけないといけないというふうに思っています。それから先ほど発言があった、灰を他の市町村に持ち出したりすることを、ぜひとも避けるという方針を前提にされるというのは私も賛成するところでございます。そこを決めればあとは最終処分場をどうやって確保するかということだとは、あとはそこに灰を溶融する設備がどのくらい必要かという選択になりますので、かなり選択肢としては狭まってくるのではないかと思っております。以上です。

(松尾副委員長)

焼却灰処分のリスク分散、これをぜひ考えなければいけない問題だと思います。言ってみれば、もしそういう水害が起きた時にどうするのかということで、それも一つの方向性の中に盛り込んでいかなければならない一つの問題かなというふうに思います。ですから、もちろんその建設立地の問題と、それともう一つはリスク分散、その辺をピシッとやらないと、やはり成り立たないと。つまり企業じゃないけどサプライチェーンマネジメント、というような考え方をぜひ採っていただけたらというふうに思います。

(荒井委員長)

ありがとうございます。

色々と議論が分散したんですけれども、基本的には提言にどんなことを盛り込むのかということにつけるのかなと思いますので、何かご意見ございましたらよろしくお願いします。

今の水害の問題、コストの問題、盛り込まざるを得ない内容でございますので、ぜひ他にありましたら挙手をお願いします。

(中野委員)

今の水害の問題につきましては、まずここ、河川とくっついてますよ。で、今ここ平瀬橋下のこの堤防のどこ、崩れて工事した後なんです。で、建設省はなかなかここへ堤防を作って湧水場を作って理想的なものを作りますっていうけど、議論を全然、一銭も銭かけてないんですよ。だから建設省のやることはあてにしててもだめだけど、前の有賀市長のときから建設省から新潟から陳情を何十回もやっても、堤防ひとつ直してくれないんですよ。ですからここ、尻のところが運動場になってるんだけど、あれも市にはやらねえよと、あそこは最終的にはカスミで使うんだから、国のもので市の利用は認めねえよ、何十回何百回言っても、それで、担当者が変わって「今までの話の続きは分からん」と、そういうことです。とにかく国が面倒見てくれると言いながら、ここには強い国会議員がないからこういう話をしました。だから水害の問題は、あそこはもう崩れたところの続きだからということは、頭に入れていかないといけないと思います。以上です。

(荒井委員長)

どうも、ありがとうございます。施設建設、水害対策、堤防の問題、まあ色々あると思いますけれども、その辺は十分に配慮して作れということ、この会議の意見として挙げて頂いたと思うんですけども、それから最終処分の自区内処理、コストや安全保障、そういう点も十分に配慮したうえで、また処理方式を決めるべきではないかと、いう意見があるということも議論すべき点かなと思います。

(中川委員)

はい。

(荒井委員長)

はい、どうぞ。

(中川委員)

すみません、山形村の中川と申します。先ほど来お話し頂いているところに関してなんですが、前回、その前もそうですけれども、各市村の処理方法ということでお話をさせて頂いたときに、山形村はまあ屋根付きの処分場なんですけれども、今、焼却灰、ここから出る焼却灰は、現状、県外でお世話になってます。1期棟2期棟とありますけれども2期棟の方は、焼却灰以外のご家庭から出る範囲ですとか、ガラスくずみたいなものを埋め立てていくという状況です。これは山形村も地理的な非常に条件が絡んでいまして、土地が特に少ないという中で、非常に苦労して作った今の処分場なんですけれども、それを少しでも延命させるというような意味から、全量村外への委託というような形をとってきた経過がございます。ですので、今、村の責任としてお金を支払って、そういうふうにさせて頂いているというデータがあるものですから、先ほどからお話に出ているように、全部管内で灰の処理をするというようなこと、非常に崇高な目標だと思いますけれども、一つの村の今の事情にとって、そういうことが頼りにできるかというと、そのところはちょっと私は検討を要するのかなというふうに思っております。以上です。

(荒井委員長)

ありがとうございます。その辺はさっきから長野の話が出ていましたけれども、長野も半分は県外に出している、半分はスラグへ、ということでございますので、その辺も含めて、最終処分場をどうしていくのかということを決めていかないとなかなか方式が決まらないと思います。

(藤原委員)

先ほどちょっとお話ししたんですけれども、国の方もですね、こういった事業、官民連携事業、コストを十分に検討した上で実施していかってほしいと言っています。当然最初に事務局さんがおっしゃったように安全で安心な施設というのは前提なんですけれども、やはり皆さんもおっしゃるようにコストを意識していかないといけないというのがありますので、提言の中にですね、ぜひそういった官民連携事業、こういったところも含めて十分に検討を今後行っていくということですね、そういうのを盛込んで頂ければと思います。

(荒井委員長)

ありがとうございます。まあ色々と、さっきも言いましたが議論が分散しちゃっている傾向にありますので、一つは提言書の最終的な形を皆さんにお示しする必要はあるのかなと思います。それから、提言書の表書きと、それから表書きについてくる付属資料というか一連の資料として分かるようにしていただかないと、何が何だか分からなくなると思いますので、その辺はお作りになっていただければと思います。

(事務局)

一応ですね、提言書という形で書面を表書きに皆様方から頂いたご意見今の何が必要ですよというようなものを、意見をまとめさせて頂いたものを1枚付けます。で、その後ろにですね、この資料を付けてこういう議論をしていましたと。意見については、まとめの検討の評価の後に少し入れてありますけど、それをもう少し今日頂いている意見を十分反映させてですね、それで提言書としていきたいというふうに考えております。当然あの、提言する時には皆さん方に見て頂いて、それで出していきたいなというふうには考えております。ですので、今頂いたそのキーワード的なものを頂いて、その水害・災害含めてですね、あと自区内処理をできるようにということ。

今、中川課長から、山形も非常に厳しい状況にあると、将来見えない部分があるからということだと思いますけれども、それについては広域的な考えを持ってですね、これからエコトピア山田できたらすぐにですね、また山田の皆さんと相談しながらですね、より広域的なそういったものに展開ができないかなというのですね、関係する市村の皆さんと一緒にですね、山田の皆さんとも一緒にですね、考えていくべきじゃないかなというふうに考えております。そのようなことも踏まえてですね、最終処分場、自区内処理を目指していくんだというようなことも入れてもいいなというふうに思います。そういったものですね、提言書の中に盛込んでいくということだと思います。まだ他にですね、大事なことがあるよというご意見があればですね、頂戴したいなと思います。

(荒井委員長)

そうしますと、例えば1枚目に提言書をつけて、その後ろが資料と。で、今回の議論が盛込まれた形になると、いうふうに考えていいのですね。

(事務局)

そうです。

(荒井委員長)

そう意味で言うとも最終形を皆様にお示しする時間を取った方がよろしいんじゃないかなと。

(事務局)

はい、すみません。

そのものではなくてイメージ的にですね、見て頂きたいと思います。ちょっと時間を頂いて、サンプル的なものを今皆さんにお見せしたいと思います。ちょっとお時間を頂ければと思います。

(荒井委員長)

委員の皆さんそれでよろしいですかね。一応その提言書としてまとめたもののひな形を示す。それでとりあえず今回の結論としたいようでございますけれども、それでよろしければ、しばし休憩をしたいなと思いますけれども。

(梅崎委員)

梅崎ですけどよろしいでしょうか。

委員長、よろしいでしょうか。

(荒井委員長)

どうぞ。

(梅崎委員)

事務局のご都合があるでしょうからそれでも結構なんですけれども、最終的な文章そのもの、細かい文言についてもやはり委員会で委員長を含めてしっかりと議論した方がいいように思います。また個別の項目としては、先ほど片谷委員からもお話しされた水害のことですけど、ハザードマップ等で、浸水の深さが出ていると思いますので、そういうハザードマップ等を考慮して、施設の水害に対する十分な対策を行うとか、きっちりした文言の精査が必要だと思います。

それともう一つ、国の方針というお話があり、先ほど山形村の方からそういう話がありましたが、それらの意見を十分に聞きながら一市町村というよりも、広域連合や広域組合としての地域を跨いだ考えも必要です。そこでやはり長野県の方針がどうかということがすごく大事なことで、やはり県との調整と言いますか、長野県がどういうように考えているかということ、やり取りをして頂くということも大事なかなという気はします。逆に言えば、長野県全体で処分場については考えて欲しいとか、例えばそういう具体的な文章を作成し、しっかりと提言書を検討した方がいいように思います。以上です。

(荒井委員長)

はい、ありがとうございます。

提言書について、やはり私も含めて皆さんで確認をしていく方がよろしいんじゃないかという意見を頂きました。先ほど、ひな形でいかがですかということですが、いかがでしょう。

(事務局)

今日14日でありますので、皆さん確認して頂く中身についてはですね、少しこちらの方でまとめさせて頂いて、何らかの形でまたお集まり頂くのも大変なことでもありますので、まとめたものでまた確認できるようなそういった作業にさせて頂いて、進めていきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

(荒井委員長)

はい、ありがとうございます。

基本的にはこの基本構想検討委員会の資料、これがひとつのまとめになっているんですけども、先ほど方式を絞るべきだという議論があったのですが、国の考え方と同様に、こうして絞らないで、方式の決定については今後の検討に委ねるということです。それはコストであり、最終処分場の確保であり、コストの中に入りますけど水害対策だとか熱量であるとか、そういったところに掛かってくることだと思います。これに対して、提言書って形で表書きをつけてそれを提言とする、これを市長に提出という段取りです。この中身のついた今の議論を踏まえて、事務局が具体的な修正を加えたものを作って、それを委員の皆さんに確認をする。最終的なところは委員長と副委員長に一任ということで、事務局ですけども、それでよろしいですか。

ではそのように取り扱いたいと思いますので、今の意見を、色々と分散しちゃってますけども、取りまとめて頂いて最終的な形を作って、ということをお願いしたいと、よろしく申し上げます。

それでは、予定しておりました議事は以上となりますけども、委員の皆さんから何かございますか。はい、どうぞ。

(羽多野委員)

提言書に乗っけるというお話ではないんですけども、事務局さんの方をお願いが一つあって、この場を借りてお願いさせてもらいたいんですけども、第2回の片谷先生の講演の中で「ごみ処理施設が迷惑施設というのは過去の話ですよ」ってものがありました。なんですけれども、建設地がここに決まる際にも「近くに病院があってはいけない」ですとか「学校があってはいけない」ですとかいう条件がありました。それだけ一般の方がやっぱり危険な施設だというふうに思ってると思います。

そこで今回事務局さんの方で有害物質について、その毒性の強さですとか、貯留量、あるいはそれが流出しないための対策を調べてもらいましたので、それをわかりやすく一枚の表にまとめて頂いて、こちらのホームページの方で公開してもらうことはできないでしょうか、っていうようなお願いです。

具体的には、有害物質を縦軸に、毒性の強い順に並べて頂いて、横に焼却方式、それぞれ中にピーク時の貯留量と、その流出防止策、それを書いてもらったような表を掲載してもらえればいいかと思うんですけどいかがでしょう。

(荒井委員長)

はい、どうもありがとうございます。

有害物質の管理・維持費、管理状況をホームページの方に掲載していただけないかという質問でした。

(事務局)

ホームページに掲載する方向で調整して作成いたしたいと思います。

(荒井委員長)

よろしく願いいたします。

はい、どうぞ。

(片谷委員)

今の羽多野委員さんからのご提言、二回目に私どもが調べた「迷惑施設ではない」というのは情報の十分な公開、公表があって初めて成り立つことですので、是非そういう今後の努力は今後もずっとして頂きたいというふうに思っております。以上です。

(荒井委員長)

ありがとうございます。

情報の開示というのはやっぱり今の時代重要ですので、是非今のご指摘にあった有害物質について、まとめ次第ですね、早い時期に提案して、提案というかホームページに載せていただけたら、よろしく願いします。

(鬼沢委員)

委員長、鬼沢です。よろしいでしょうか。

(荒井委員長)

はい、どうぞ。

(鬼沢委員)

はい、あのすみません。本日オンラインで参加をさせて頂いております。

今すでにご発言ありましたが、私も清掃工場は今やもう迷惑施設ではないと言われていながらも、なかなかそのことが地域住民の方に伝わっていないからこそ、迷惑施設だと未だに思われている方が多いということなんだと思います。

それで、今回のこの委員会で検討したこの内容も、検討した結果これというようなことを示すよりも、何が大事に検討されたかというような、今事務局がおっしゃっている、提言書を1枚つけてこの5回にわたって検討した資料をしっかりとつけて頂いて、こういうことを委員会で検討したんだということを、2市2村の方に知って頂くことがすごく大切なんじゃないかと思います。そして、皆さんこれでどういう形にして行きますかと言うことをやはり皆さんにも考えて頂く機会にしていかないと、なかなか情報が伝わっていかないのではないかと思います。是非そういった意味で、この検討会で検討してきた内容、委員の皆さんが発言されたことを、地域の住民の方達に知って頂きたいと思っておりますので、その点を是非よろしく願いいたします。以上です。

(荒井委員長)

どうもありがとうございます。よろしいですか。

一応できる限りの情報開示、この前の議論でもありましたけど、事業者さんのノウハウに関わることについては開示できざるを得ないと思えますけれども、開示できる情報に関しては開示して頂きたいと思っております。よろしく願います。

(原委員)

すみません、松本市環境業務課の原でございますけれども、ちょっと別の資料では第4回の質疑回答の資料があるんですけども、ちょっと私の方から表現を変えて頂きたいなというところがございましてですね、第4回の質疑回答についての11番と31番のところに、熔融スラグのですね、活用・流通先の確保の件なんですけど、ご質問があって、それに対しての結果がですね一番右に書いてあるんですけど、熔融スラグの処理については各構成市村の方針によるという整理の仕方になっておりますけれども、例えばこの前、長野市とか上伊那の方に視察行かさせて頂きましたが、そこでもPFIとかですね、民間への運営委託とか、そういったことも今後想定されることだと思いますので、各市村の方針っていうよりも組合としての一定の方向を出して頂いて、各市村と調整を頂くような表現が頂ければありがたいと思いますので、よろしく願います。

(荒井委員長)

いかがでしょうか。

各市町村に委ねるのではなくて、組合として一体的にやる、組合として方針を決めて、それに市町村に説明をして協力を求めていくという形ということですか。いかがでしょうか。

(事務局)

はい、今言われた件につきまして事務局内で検討し、協議していきたいと思います。

(荒井委員長)

はい、ありがとうございます。

PFIなんかやるとして、スラグの処分を事業者の業務範囲にしていって、事業者が、「自分たちが責任をもって処分をする」、「再利用をする」ということになるかと思えます。ただ現実的な問題としては、上伊那なんかも私手伝っているんですけども、なかなか捌けないということで、組合とですね、それから使うのは広域連合ですけども、広域連合と、それから事業者さんが協力をして、地元の建設事業者だとか、建材メーカーだとか、そういったところに協力を要請し、具体的な営業活動を担っていく状態でございます。どちらにしろ、単独でやるということにはなかなかならないですので、組合として組合全体をあげて、場合によっては民間企業の力も利用していくということになるかと思えますので、よろしく願います。

他に何かございますか。

(高山拓委員)

今、見せて頂いた提言書は、これは例えばということですよ。こういうことってことですよ。さっきの委員長のと少し違うような気がするんだけど、焼却方式についてはまだ時間がかかるって議論をした結果、委員会としては、という意見。

(事務局)

今出たご意見をここの中へまとめていく、だから2枚になるかもしれませんし。

(高山拓委員)

2枚でも3枚でもいいんですけど、ちょっと気になるのは、せっかく5回の時間をかけて議論してきて、全体が共有する機会がないってことで本当にいいのかなって。それぞれにこういう提言した案にするってことで各委員に送付はされるんでしょうけれども、そこからまたここをこういうふうに修正したらっていうやりとりするよりは、それを全体で一堂にやった方が僕はいいと思います。まあ時間がないんですけどね。日程ありきで進めるとそういう話でしょうけど、なんかちょっと釈然としないというか、曖昧なままというか、さっきのご意見にあったように災害対策やなんかを最優先だなど思うんですけども、災害対策ってむしろ今地震もうそうですし、そういうことをどういうふうにやってと言うことが提言にきちっと入るかどうか、提言に盛り込む基本事項くらいみんなに示してもいいなって僕は思うけど。議論が進まないと思いますよ。ただ、ああ、そうかって。最後は任せてもいいならいいんですけど。

(荒井委員長)

はい、どうもありがとうございます。まず整理したいのは、この提言書と、これがついてひとつの提言になると。この内容については、先ほど整理した段階では皆様にこれを何らかの形でお示しして、了解を受けるということとさせていただきますけれども、今のご意見ですと、一堂に会して一度きちっと揉んだほうがいいんじゃないかっていうご意見だと思いますけれども、事務局どう考えていますか。

(事務局)

すみません、24日がですね、一応予備日としてお示しを一回してあります。今、高山町会長さんから頂きましたご意見、皆様方のご意見を頂いて、事務局的にはですね、24日についてはまだ大丈夫かと思いますが、皆様方がよろしければもう1回提言書を揉んで頂くということもよろしいかなと思います。

(荒井委員長)

ありがとうございます。

9月24日予備日で取ってあるので、この日を皆様のご意見、提言書を見て頂く時間にしたらいかがかというご意見でございました。いかがでしょうか。よろしいですか。

はい。では24日、提言書の形を整えた上で、皆さんともう一度議論するということにしたいと思いますけれども、よろしいですね。事務局の方もよろしいですか。はい、それでは24日最終的な提言書が出てくるということで、委員会を第

6回でございますけれども、開催するという方向で決めていきたいと思えます。
他に何かございますか。無いようでしたら事務局の方へお返ししたいと思います。
お願いします。